

2025 年度

犬の鑑札及び注射済票交付並びに
手数料徴収事務事業者募集要項

神戸市健康局環境衛生課

2025 年 1 月

目次

1	目的	2
2	仕様	
(1)	委託内容	3
(2)	委託期間	4
(3)	委託料等	4
(4)	手数料徴収事務（公金事務）について	5
(5)	再委託について	5
(6)	守秘義務等	5
(7)	契約の解除	6
(8)	その他	6
3	収納事務について	6
4	事業者の募集	
(1)	公募要件	7
(2)	申請方法	7
(3)	受託者の決定	7
(4)	受託者の公表	7
別紙1	業務の流れ	9
別紙2	関係法令（抜粋）	10
別紙3	各種様式	
	様式第1号 鑑札・注射済票交付集計報告書	27
	様式第2号 鑑札・注射済票交付実績報告書(年間実績)	28
	様式第3号 委託料請求書	29

1 目的

神戸市（以下、「市」）が実施する犬の鑑札及び注射済票交付並びに手数料徴収事務事業（以下、「本事業」）が円滑に行われるよう、事業者（以下、「受託者」）を広く公募することにより、多くの動物病院において飼い犬（犬の所在地が神戸市内である場合に限る。以下同じ）の登録及び注射済票交付申請手続をすることで、市民サービスの充実及び狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号、以下「法」）に基づく登録率及び注射済票交付率の向上を図ることを目的とする。

なお、本募集要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1）登録

法第 4 条第 1 項により定められている飼い犬の登録をいい、同項により犬の所有者は、犬を取得した日（生後 90 日以内の犬を取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村長に登録を申請しなければならない。また、登録が済んでいる飼い犬のことを「登録犬」、法により登録の対象となっているにもかかわらず登録がなされていない犬を「未登録犬」という。

なお、神戸市手数料条例（平成 12 年 3 月神戸市条例第 77 号。以下「手数料条例」）第 2 条第 39 号により、市は犬の登録 1 頭につき 3,000 円の手数料を徴収する。

（2）鑑札

法第 4 条第 2 項により規定されたもので、神戸市狂犬病予防法施行細則（昭和 34 年 7 月神戸市規則第 35 号。以下「細則」）第 2 条の 2 により様式第 1 号の 2 として様式が定められたものをいう。また、法第 4 条第 3 項により、犬の所有者には鑑札を飼い犬に装着することが義務付けられている。

（3）注射済票

法第 5 条第 2 項により規定されたもので、細則第 5 条の 2 により様式第 3 号の 2 として様式が定められたものをいう。また、法第 5 条第 3 項により、犬の所有者には注射済票を飼い犬に装着することが義務付けられている。

なお、手数料条例第 2 条第 40 号により、市は狂犬病の予防注射に係る注射済票の交付 1 件につき 550 円の手数料を徴収する。

（4）門標シール

兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例（平成 5 年兵庫県条例第 8 号、以下「県条例」）第 33 条第 1 項で規定する飼い犬を飼養又は保管している旨の標識を指し、兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成 5 年兵庫県規則第 37 号、以下「県規則」）第 25 条により様式第 16 号として様式が定められたものをいう。

（5）鑑札等

鑑札、注射済票及び門標シールをいう。

(6) 動物病院

獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する「診療施設」を指し、同法第3条に基づく「飼育動物診療施設開設届」が届出されている施設をいう。

2 仕様 (別紙1 「業務の流れ」参照)

受託者の業務内容は次のとおりとする。

なお、委託業務を遂行するための前準備として、市が指定する日時及び場所において、鑑札等を受け取ること。

(1) 委託内容

①鑑札等の適切な管理

市があらかじめ預託する鑑札等を紛失しないよう適切に管理すること。

また、委託業務期間中に鑑札等が不足する見込みがある場合は、速やかに電話等によりその旨を市に連絡し、追加の鑑札等を受け取る等することで、委託業務期間中に市民に鑑札等が交付できないような事態が起こらないようにすること。

②飼い犬の登録申請の受付及び鑑札の交付

鑑札を交付する際には、犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)に当該犬が登録済みでないことを十分に確認すること。犬の所有者が登録済みであるのか否か定かでない場合は、鑑札を交付しないこと。

鑑札を交付した犬が、既に登録済みであることが判明した際には、受託者の責任において、速やかに交付した鑑札を所有者から返還させること。

③登録手数料の徴収

上記②の場合に、犬の所有者から、登録する犬1頭につき、手数料条例に定める犬の登録手数料3,000円を、市に代わって徴収する。

④注射済票の交付

受託者が飼い犬に狂犬病予防注射を実施した場合、当該飼い犬の所有者に対し、注射済票を交付する。

⑤注射済票交付手数料の徴収

上記④の場合に、犬の所有者から、注射済票の交付1件につき、手数料条例に定める注射済票交付手数料550円を、市に代わって徴収する。

⑥e-KOBEでの報告

②または④で鑑札又は注射済票を交付した際、事前に市が指定した方法により、神戸市スマート申請システム(e-KOBE)を用いて交付相手先の情報等を市に報告する。

⑦月ごとの実績報告

受託者は、細則第5条に基づき、1ヶ月ごとに様式第1号により、鑑札及び注射済票の交付実績等を、翌月10日までに市健康局環境衛生課に報告しなければならない。

⑧その他市が指定する物品の犬の所有者等への配付

⑨未交付の鑑札等の市への返還

受託者は、市が指定する期日までに、未交付の鑑札等を市健康局環境衛生課あて返還しなければならない。

(2) 委託期間

2025年4月1日（火曜）から2026年3月31日（火曜）

ただし、契約締結日が2025年4月2日以降の場合、委託開始日は契約締結日とする。

(3) 委託料等

①予定数量

受託者全体での鑑札及び注射済票交付予定数量は以下のとおりである。

- ・鑑札交付：約2,000件
- ・注射済票交付：約15,000件

②業務完了報告

受託者は委託期間終了後速やかに、様式第2号により、鑑札・注射済票交付実績等を市健康局環境衛生課に報告しなければならない。

③検査

市は前記②の業務完了報告を受けた日から10日以内に、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者へ通知する。

④請求

受託者は前記③の検査に合格したときは、「様式第3号請求書」により業務委託料の支払いを請求することができる。

⑤単価

本業務委託に係る委託料の単価は、以下のとおりとする。

- ・鑑札交付及び手数料徴収1件につき 121円（消費税等を含む）
- ・注射済票交付及び手数料徴収1件につき 121円（消費税等を含む）

⑥支払日

市は、請求を受けた日から 30 日以内に、受託者に委託料を支払う。

(4) 手数料徴収事務（公金事務）について

- ①乙は、地方自治法第 243 条の 2 に規定する指定公金事務取扱者制度に基づき手数料徴収事務（公金事務）を受託する。
- ②乙は、地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 1 項に基づき、公金事務に関する事項を記載する帳簿を備え付け、保存する。
- ③乙は、同条第 2 項及び第 3 項に基づき、神戸市からの公金事務取扱に関する報告要求及び検査の求めに対応する。
- ④乙は、現金で手数料を徴収し、領収書を交付する際は、受託事業者名の領収書を交付する。
- ⑤徴収した手数料を納付書により払い込むまでの間、手数料専用の金融機関の預金口座（無利息の普通預金（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 51 条の 2 第 1 項に規定する決済用預金、以下同じ。）で保管するものとする。

(5) 再委託について

- ①乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない。
- ②受託者は、市の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」）してはならない。
- ③市は、次に掲げる再委託の承諾は行わない。
 - ・委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託
- ④受託者は、あらかじめ市の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(6) 守秘義務等

受託者及び業務従事者は、本業務を遂行するに当たり以下のとおり情報保全を徹底すること。

- ①故意、過失を問わず、本業務に関連する情報について、漏えい、滅失、棄損、改ざん又は盗難等があってはならない。
- ②本業務の遂行上知り得た秘密を漏らすことがあってはならない。委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても同様とする。

③本業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事故後処理等により、情報保全ができなかった又は保全できていない可能性が生じた場合、直ちに市に書面にて報告し、市の指示に従い対応すること。なお、この場合に生じた費用は、受託者が負担することとする。

(7) 契約の解除

市は、契約者が以下の①～②に該当することとなった場合、本委託契約を解除することができる。なお、市は契約を解除する場合、契約者にその旨を伝え、契約者は鑑札等その他本委託契約に基づいて市から受領している物品を、速やかに市に返還しなければならない。

①受託者が委託業務を適切に履行せず、その見込みも無いときその他神戸市契約約款第 26 条各号に該当する場合

②委託契約期間中に、下記「4 (1) 公募要件」を満たさなくなった場合

(8) その他

①受託者は申請内容に変更が生じた際は、速やかにその内容を届け出ること。

②仕様書に記載した事項以外の提案内容については、市と協議のうえ確定すること。

③市は、本契約中で市が行うこととなっている業務の一部について、第三者に委託する場合がある。

④狂犬病の発生等を防止するため、生涯一回の犬の登録及び毎年狂犬病予防注射済票の交付を受けることが、狂犬病予防法に定められた犬の所有者の義務であり、違反者には罰則が規定されていること等を鑑み、受託者は、出来る限り未登録又は未注射の犬がいなくなるよう、飼い主に対し働きかけをするよう努めること。

⑤当該委託契約は、地方自治法に基づく指定公金事務取扱者制度に基づくものであることに留意し、関係法令を遵守して実施すること。

3 収納事務について

受託者は、1ヶ月毎（当該月の翌月末まで）に市が発行する納付書にて、指定する金融機関等を通じ、登録及び鑑札交付手数料並びに注射済票交付手数料を市に払い込まなければならない。

なお、既納の手数料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 受託者の募集

(1) 公募要件

本事業にかかる公募要件については、動物病院の開設者で、以下の①～④の要件を全て満たす者とする。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ②実施の公表を開始した日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③実施の公表を開始した日から契約候補者選定までの間に、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）の期間が無い者であること。

(2) 申請

①申請方法

パソコン又はスマートフォンから下記 URL にアクセスし、必要事項を記載して送信する。

https://www.city.kobe.lg.jp/a84140/kenko/health/hygiene/animal/tag_consignment2.html

（神戸市ホームページからもアクセス可：ホーム > 健康・医療 > 衛生 > ペット（動物愛護・動物衛生））

②申請期間

随時

ただし、委託開始日を 2025 年 4 月 1 日（火曜）とする場合は、申請の受付は 2025 年 2 月 7 日（金曜）までとする。それ以降に受け付けた申請については、委託開始日が 2025 年 4 月 2 日（水曜）以降となる場合がある。

(3) 受託者の決定

受託者の決定公募要件を満たし、契約締結が可能と判断された場合は、市から受託者あて通知する。

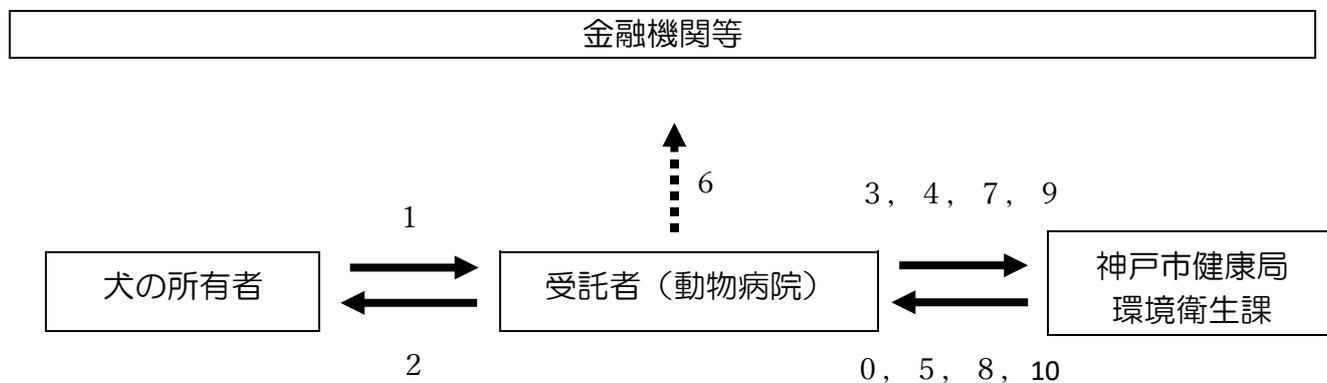
(4) 受託者の公表

受託者となる動物病院の名称及び所在地については原則公表とし、犬の飼い主あての通知等に一覧を記載するほか、市ホームページや本委託業務に関して市が運用するシステム等に随時掲載する。

(5) その他

本公募は、令和 7 年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合にはこの募集に基づく委託契約を締結しないことがある。

業務の流れ



0 受託者は、委託契約期間開始前に市からあらかじめ鑑札等を受領するとともに、紛失しないよう適切に管理する。

また、委託業務期間中に鑑札等が不足する見込みがある場合は、速やかに電話等によりその旨を市に連絡し、追加の鑑札等を受け取る等することで、委託業務期間中に市民に鑑札等が交付できないような事態が起こらないようにする。

1 受託者（動物病院）は、狂犬病予防注射を実施する際に、犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）から、当該犬が登録犬の場合は注射済票交付手数料（550円）を、未登録犬の場合は鑑札交付手数料（3,000円）及び注射済票交付手数料（550円）を徴収する。

当該犬が未登録犬であるとの判断に際しては、犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）に、当該犬が登録犬でないことを十分に確認※すること。犬の所有者が登録済みであるのか否か定かでない場合は、鑑札を交付しないこと。

※当該犬が登録犬であるかどうかは、以下により判断が可能である。

- ・市の鑑札が既に交付されている。
- ・市からの通知書等により鑑札番号（＝登録番号）が付与されていることが確認できる。

2 受託者（動物病院）は、犬の所有者に、鑑札（登録時のみ）、狂犬病予防注射済証、注射済票、門票シール（登録時のみ）及びその他市が指定する物品を交付する。

- 3 受託者（動物病院）は、犬の所有者に鑑札又は注射済票を交付するごとに、市が指定する方法により、神戸市スマート申請システム（e-KOBE）を用いて、交付相手先の情報等を市健康局環境衛生課あて報告する。
- 4 1ヶ月毎に、「様式第1号 犬の鑑札等交付集計報告書」を、メール等により翌月10日までに神戸市健康局環境衛生課あて提出する。
- 5 市は、受託者（動物病院）から「様式第1号 犬の鑑札等交付集計報告書」を受けた場合、すみやかに納付書を発行し、受託者に郵送する。
- 6 受託者（動物病院）は、納付書受領後、市が指定する期日までに、徴収した手数料（＝納付書に記載の額）を、市が指定する金融機関に払い込む。
- 7 受託者（動物病院）は、契約期間終了後直ちに、「様式第2号 鑑札・注射済票交付実績報告書（年間実績）」を、神戸市健康局環境衛生課あてメール等で提出するとともに、未交付の鑑札等を、郵送又は持参により、市に速やかに返還する。
- 8 市は、「様式第2号 鑑札・注射済票交付実績報告書（年間実績）」を受けた日から10日以内に、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者へ通知する。
- 9 受託者（動物病院）は前記8の検査に合格したときは、検査完了後、「様式第3号 委託料請求書」を神戸市健康局環境衛生課あてメール等で提出することにより、委託料を請求することができる。
- 10 市は、9の請求日から30日以内に、受託者に対し委託料を支払う。

関係法令（抜粋）

○狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）

（登録）

第 4 条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後 90 日以内の犬を取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日)から 30 日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

（予防注射）

第 5 条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年 1 回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

○神戸市手数料条例（平成 12 年 3 月神戸市条例第 77 号）

（手数料）

第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(39) 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条第 2 項の規定に基づく犬の登録 1 頭につき 3,000 円

(40) 狂犬病予防法第 5 条第 2 項の規定に基づく狂犬病の予防注射に係る注射済票の交付 1 件につき 550 円

○神戸市狂犬病予防法施行細則（昭和 34 年 7 月神戸市規則第 35 号）

（市長が別に定める鑑札の様式）

第 2 条の 2 施行規則第 5 条第 1 項ただし書の規定により市長が定める鑑札は、様式第 1 号の 2 とする。

（予防注射の報告）

第 5 条 法第 5 条第 1 項に規定する予防注射を行った獣医師は、様式第 3 号による予防注射実施報告書を翌月 10 日までに犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

（市長が別に定める注射済票の様式）

第 5 条の 2 施行規則第 12 条第 3 項ただし書の規定により市長が定める注射済票は、様式第 3 号の 2 とする。

様式第1号の2(第2条の2関係)



備考

- 1 鑑札の大きさ及び形は、直径 25 ミリメートルの円形とする。
- 2 鑑札の材質は、ステンレス鋼とする。
- 3 鑑札には、首輪、胴輪その他犬が着用するものに付着させることができるようにするため、直径 3 ミリメートルの円形の穴を開けるものとする。
- 4 鑑札の色は、この様式の無色の部分についてはステンレス鋼の地の色とし、有色の部分については青色とする。

様式第3号(第5条関係)

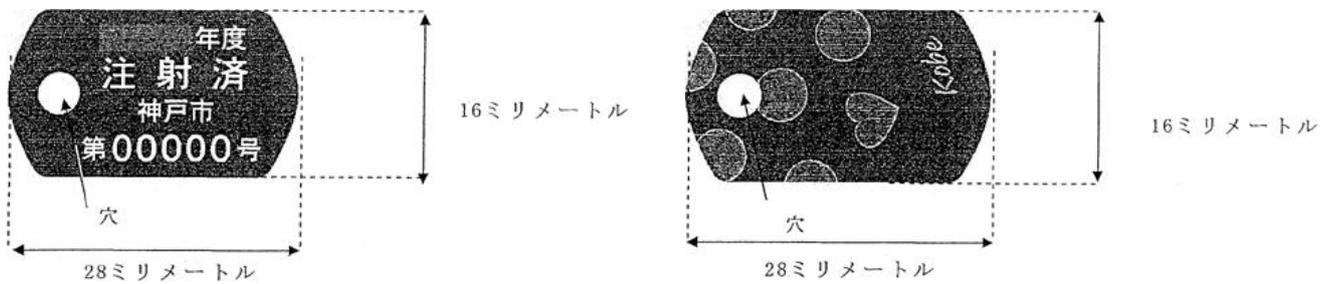
予 防 注 射 実 施 報 告 書										
										年 月 日
神戸市 保健所長 様										
										診療所名
										住 所
										実施者の氏名
神戸市狂犬病予防法施行細則第5条の規定により、 月分を次のとおり報告します。										
予 防 注 射 頭 数									頭	
実施月日	登録番号	注射済 票番号	犬の 種類	犬の生年 月日	犬の 毛 色	犬の 性 別	犬の 名	その他犬の特徴 となるべき事項	住 所	氏 名

備考 この報告書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第3号の2(第5条の2関係)

(表面)

(裏面)



備考

- 1 注射済票の材質は、アルミニウムとする。
- 2 注射済票には、首輪、胴輪、鑑札その他犬が着用するものに付着させることができるようにするため、直径3ミリメートルの円形の穴を開けるものとする。
- 3 注射済票の背景の色(注射済票の表面の文字の背景の色並びに裏面の円形で囲まれた部分、ハート型で囲まれた部分及びKobeの文字の部分の背景の色をいう。以下この備考において同じ。)は、施行規則第12条第3項第4号の規定に従うものとする。
- 4 注射済票の表面の文字の色は、白色とする。
- 5 注射済票の裏面の円形で囲まれた部分、ハート型で囲まれた部分及びKobeの文字の部分の色は、次の表の左欄に掲げる注射済票の背景の色の区分に応じ、同表の右欄に定める色とする。

注射済票の背景の色	注射済票の裏面の円形で囲まれた部分等の色
黄色	水色
赤色	だいたい色
青色	桃色

○動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）

（標識等の掲示）

第33条 飼い犬の所有者等又は法第26条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、飼い犬又は特定動物を飼養し、又は保管している旨の標識を掲示しなければならない。

○動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成5年兵庫県規則第37条）

（標識）

第25条 条例第33条第1項の標識の様式は、飼い犬の場合にあっては様式第16号のとおりとし、特定動物にあっては様式第17号のとおりとする。

○獣医療法（平成4年法律第46号）

（定義）

第2条 この法律において「飼育動物」とは、獣医師法(昭和24年法律第186号)第1条の2に規定する飼育動物をいう。

2 この法律において「診療施設」とは、獣医師が飼育動物の診療の業務を行う施設をいう。

（診療施設の開設の届出）

第3条 診療施設を開設した者(以下「開設者」という。)は、その開設の日から10日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。

○神戸市委託契約約款（令和6年4月1日改正）

(甲の解除権)

第 26 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なしに契約を解除することができる。

- (1) 頭書の契約期限内に委託業務を履行しないとき、又はその見込みがないとき。
 - (2) 乙又はその使用人が、本市係員の指示、監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。
 - (3) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他の契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
 - (4) 第 2 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項後段に違反したとき
 - (5) 乙に支払いの停止があったとき、乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は乙に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）の申立てがあったとき。
 - (6) 乙が公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (7) 乙が甲に対するこの契約に基づく債務以外の債務について滞納し、その返済の見込みがないとき。
 - (8) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由により委託業務に係る事業を行わなくなると認めるとき。
 - (9) 乙が法人その他の団体である場合にあっては、乙が合併、分割又は解散をするとき。
 - (10) 乙が自然人である場合にあっては、乙が死亡し、若しくは行方不明となり、又は乙について後見開始、補佐開始若しくは補助開始の審判請求の申立てがあったとき。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、甲がこの契約の目的が達成することができないと認めるとき。
- 2 甲は、前項に定める場合を除くほか、やむを得ない必要があると認めるときは契約を解除することができる。この場合、契約保証金は解除後直ちに乙に返還する。
- 3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第 27 条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 甲の都合による契約内容の変更により、契約金額が当初の 3 分の 2 以上減少することとなるとき。
- (2) 甲の都合による契約内容の変更により、契約履行の中止日数が、当初の契約期間の 3 分の 1 以上となるとき。

○地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号）

(指定公金事務取扱者)

第 243 条の 2 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第 243 条の 2 の 6 までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。
- 3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

- 5 指定公金事務取扱者は、第1項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。
- 6 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の許諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に対してするとき限り、その一部の再委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。
- 7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。
- 8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。
- 9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 10 監査委員は、第八項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。
(指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務)

第243条の2の2 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第243条の2の4から第243条の2の6までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第243条の2の4から第243条の2の6までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第3項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(指定公金事務取扱者の指定の取消し)

第243条の2の3 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第243条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 第243条の2第1項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。
- 二 前条第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 三 前条第2項又は第243条の2の6第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 前条第3項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(公金の収納の委託)

第 243 条の 2 の 5 普通地方公共団体の長が第 243 条の 2 第 1 項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。

- 一 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの
 - 二 その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの
- 2 指定公金事務取扱者（歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）は、第 231 条の規定による納入の通知（その性質上納入の通知を必要としない歳入等にあつては、普通地方公共団体の長が定める方法）に基づかなければ、歳入等の収納をすることができない。
- 3 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。

○預金保険法

（決済用預金に係る保険料の額）

第 51 条の 2 次に掲げる要件のすべてに該当する預金（外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。）に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額を 12 で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率を乗じて計算した金額とする。

- 一 その契約又は取引慣行に基づき第 69 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める取引に用いることができるものであること。
- 二 その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること。
- 三 利息が付されていないものであること。

○地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）

（目的）

第 1 条 この要綱は、行財政局契約監理課において行う経理契約における指名業者の選考を適切にし、もって契約事務の厳正かつ円滑な執行を確保するため、入札参加資格者の指名停止に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（指名停止）

第 2 条 行財政局長は、入札参加資格者が別表第 1 及び別表第 2 の各項に掲げる措置要件の一に該当するときは、別表各項に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 行財政局長が指名停止を行ったときは、所属担当者は、行財政局契約監理課において行う経理契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。また、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第 3 条 行財政局長は、前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき入札参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

2 行財政局長は、前条第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。ただし、別表第 2 第 5 項に該当する場合は、責を負うものとする。）について、当該共同企業体と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

3 行財政局長は、前条第 1 項又は前 2 項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止と同期間の指名停止を行うものとする。

（指名停止期間等）

第 4 条 指名停止期間は、各措置要件に応じて、別表各項に掲げる日から起算する。

2 入札参加資格者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

3 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各項に定める期間の 2 倍の期間とする。ただし、2 年を限度とする。

(1) 別表第 1 各項又は別表第 2 各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第 1 各項又は別表第 2 各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項又は第 4 項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 1 項、第 2 項、第 3 項又は第 4 項の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）

- (3) 別表第2第2項第1号の措置要件に該当する入札参加資格者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の3第1項の適用があったとき。
- 4 行財政局長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の理由があるときは、請負契約審査会の議を経て、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。
- 5 行財政局長は、別表第2第2項第1号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。
- 6 行財政局長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるとき、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたときは、請負契約審査会の議を経て、別表各項及び第2項の規定による指名停止の期間を2倍まで延長することができる。ただし、2年を限度とする。
- 7 行財政局長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、請負契約審査会の議を経て2分の1又は2倍に当該指名停止期間を変更することができる。ただし、2年を限度とする。
- 8 行財政局長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該入札参加資格者についての指名停止を解除するものとする。

第5条 削除

（指名停止の通知）

第6条 行財政局長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第7項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第8項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し書面（電子メール等電磁的方法を含む）により遅滞なく通知するものとする。ただし、行財政局長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 行財政局長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置の報告を徴することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ請負契約審査会の承認を受けたときはこの限りではない。

（下請の除外要請）

第8条 本市の契約に係る元請業者に対し、指名停止の期間中の入札参加資格者を、当該本市の契約に係る全部又は一部に下請として使用しないよう要請する。

（指名停止を行わない場合の措置）

第9条 行財政局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、書面で警告を行うことができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合（注3）は、行財政局長は、請負契約審査会の議を経て措置を決定する。

○神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 暴力団に係るかどうかの照会及び回答（第4条—第6条）

第3章 除外措置

- 第1節 経理契約に係る除外措置（第7条―第9条）
 - 第2節 公有財産処分等契約に係る除外措置（第10条―第12条）
 - 第3節 行政財産の使用許可に係る除外措置（第13条―第15条）
 - 第4節 委託契約等に係る除外措置（第16条―第18条）
 - 第5節 指定管理者に係る除外措置（第19条―第21条）
 - 第6節 その他（第22条・第23条）
- 第4章 除外措置の撤回（第24条・第25条）
- 第5章 雑則（第26条―第29条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、次に掲げる事務に対して、暴力団及び暴力団員が介入してくるものの排除並びに介入してきた場合の対応に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 神戸市の契約に係る事務
- (2) 神戸市の行政財産の使用許可に係る事務
- (3) 神戸市の指定管理者に係る事務

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (4) 経理契約 契約事務手続規程（昭和39年5月訓令甲第6号）第2条に規定する経理契約をいう。
- (5) 公有財産処分等契約 神戸市公有財産規則（昭和44年10月規則第43号の2。以下「公有財産規則」という。）第5条第1号に掲げる普通財産の売払い、交換渡し、譲与及び貸付に係る契約、同条第2号に掲げる同規則第31条の2第1項の規定による行政財産の貸付契約並びに同条第4号に掲げる地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定契約をいう。
- (6) 行政財産の使用許可 公有財産規則第24条に規定する使用許可をいう。
- (7) 委託契約等 「委託事務の執行の適正化に関する要綱（令和2年4月1日行財政局長決定）」の適用を受ける契約及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣契約（公有財産処分等契約に該当するものを除く。）をいう。
- (8) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (9) 除外措置 本要綱第7条、第10条、第13条、第16条及び第19条に規定する措置をいう。

（暴力団等に係る契約規則第3条第3項に規定する市長が定める資格）

第3条 神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「契約規則」という。）第3条第3項（同規則第15条において準用する場合を含む。）に規定する市長が定める資格（第1条に規定する目的に

係るものに限る。)は、暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこととする。

2 前項の資格についての詳細は、次条以下に定める。

第2章 暴力団に関係するかどうかの照会及び回答

(暴力団等に関係するかどうかの照会)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

(1) 経理契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる申請書を市長に提出した者

(ア) 契約規則第3条の2第1項（同規則第27条の4第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する認定（以下「一般競争入札参加資格に係る認定」という。）に関する申請書

(イ) 契約規則第15条において準用する同規則第3条の2第1項（第27条の6において準用する第27条の4第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により提出するものとされている指名競争入札に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する認定（以下「指名競争入札参加資格に係る認定」という。）に関する申請書

イ 契約規則第3条の2第3項（同規則第15条において準用する場合を含む。）の規定による申請を行った承継人

ウ 一般競争入札参加資格に係る認定又は指名競争入札参加資格に係る認定を受けた者（同規則第3条の2第3項（同規則第15条において準用する場合を含む。）の規定により認定の承継を認められた者を含む。）

エ 契約規則第18条第1項の規定により指名競争入札に係る指名を受けた者

オ 本市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）による入札を行った場合であってその入札に係る契約をまだ締結していないときにあつては、当該入札に係る落札候補者及び落札者

カ 本市が契約を締結した場合にあつては、当該契約の相手方

キ アからカまでに掲げるもののほか、次に掲げる者

(ア) 本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(イ) 本市が締結した契約についての履行補助者その他の関係者

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を市長に提出した者

(ア) 入札参加申込書

(イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあつては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

- (3) 行政財産の使用許可に関連して次に掲げる者
- ア 公有財産規則第 26 条に規定する使用許可申請書を部局の長に提出した者
 - イ 部局の長が行政財産の使用許可を決定した場合にあっては、当該使用許可に係る使用者
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる者
- (7) 行政財産の使用許可に係る手続についての事務の連絡を行う者その他の関係者
- (4) 使用許可をした行政財産についての占有者その他の関係者

(4) 委託契約等に関連して次に掲げる者

- ア 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者
- イ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、本市が締結した契約についての再委託等を受けた者その他の関係者

(5) 指定管理者に関連して次に掲げる者

- ア 指定管理者になることを希望する旨の書面を市長に提出した者
- イ 指定管理者の指定を受ける予定となっている者又は候補となっている者
- ウ 指定管理者を指定した場合にあっては、当該指定管理者
- エ アからウまでに掲げるもののほか、指定管理者から当該公の施設の管理業務に関して再委託等を受けた者その他の関係者

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例（平成 9 年 10 月条例第 40 号）の規定に従わなければならない。

第 5 条 前条第 1 項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第 1 項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
- (2) 前条第 1 項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
- (3) 前条第 1 項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。
 - ア 前条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 前条第 1 項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員
 - ウ 前条第 1 項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者
- (5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (6) 第 4 号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第 4 号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
(暴力団等に関係する旨の回答又は通知を受けた場合)

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項の照会を行った後に同項各号に掲げる者について前条各号に定める事項のいずれかに該当する内容の回答を本部長から受けた場合には、当該回答の内容が正当でないことを認め

られる場合その他特段の事情のある場合を除き、該当するとされる第4条第1項各号に掲げる者（同項第1号キ、第2号エ、第3号ウ、第4号ウ及び第5号エに掲げる者（同項第6号の規定によりこれらの者に準ずる者として市長が認める者を含む。）を除く。）について第3章の除外措置をとるものとする。本部長が第4条第1項の合意書「1 照会、回答及び通報」の第3号の規定により、文書により、前段の内容と同じ内容を通報してきた場合も、同様とする。

第3章 除外措置

第1節 経理契約に係る除外措置

（経理契約に係る除外措置）

第7条 市長は、経理契約について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号アの申請書の提出がなされているがそれに対する認定がなされていない場合
一般競争入札参加資格に係る認定をしない旨の決定又は指名競争入札参加資格に係る認定をしない旨の決定
 - (2) 第4条第1項第1号イの申請がなされているがそれに対する認定がなされていない場合 契約規則第3条の2第3項の規定による承継を認めない旨の決定
 - (3) 第4条第1項第1号ウの認定がなされている場合 次に掲げるいずれかの措置
 - ア 契約規則第3条の2第4項（同規則第15条において準用する場合を含む。）の規定に基づく一般競争入札参加資格に係る認定又は指名競争入札参加資格に係る認定の取消し
 - イ 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）の規定に基づく指名停止措置
 - (4) 指名競争入札に係る指名を受けているがまだ入札が行われていない場合 契約規則第18条第1項の規定により行った指名の取消し
 - (5) 本市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）による入札を行った場合であってその入札に係る契約をまだ締結していない場合 当該契約を当該落札候補者又は落札者と締結しない旨の決定
 - (6) 本市が契約を締結した場合であって当該契約の相手方の履行がまだ完了していない場合 次に掲げる措置
 - ア 当該契約の解除
 - イ 違約金の請求
- （契約の解除）

第8条 前条第6号の措置は、当該契約の条項に次に掲げる事項が規定されている場合に、行うものとする。

- (1) 契約の相手方が第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、本市が契約を解除できること。
 - (2) 契約の相手方は、第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、本市が契約を解除するかどうかを問わず、契約代金の10分の1から10分の3までの範囲内で契約書に定められた割合に相当する金額の違約金を、本市が指定した期日までに本市に支払わなければならないこと。
- 2 市長は、契約の解除に伴う社会的価値の損失の防止を図る必要がある場合その他特別の事情があると認める場合には、当該契約の条項に前項各号に掲げる事項が規定されているときであっても、前条第6号アの措置をとらないものとすることができる。

（除外措置を行った場合の通知及び公表）

第9条 市長は、第7条の措置を行ったときは、その対象となる者に対して、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

2 市長は、第7条の措置を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 除外措置の対象となる者の氏名又は商号及び住所（法人等にあつては、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地）
- (2) 除外措置の対象となる者が該当する第5条各号の事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

第2節 公有財産処分等契約に係る除外措置

（公有財産処分等契約に係る除外措置）

第10条 市長は、公有財産処分等契約について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

- (1) 第4条第1項第2号ア又はイに掲げる者との間で契約がまだ締結されていない場合 これらの者との間で契約の締結を行わない旨の決定
- (2) 契約が締結されている場合 次に掲げる措置

ア 当該契約の解除

イ 違約金の請求

（契約の解除に係る規定の準用等）

第11条 第8条の規定は、前条第2号の措置について準用する。

（除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用）

第12条 第9条第1項の規定は、第10条の措置を行ったときについて準用する。

第3節 行政財産の使用許可に係る除外措置

（行政財産の使用許可に係る除外措置）

第13条 市長は、行政財産の使用許可について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

- (1) 第4条第1項第3号アの使用許可申請書が提出されているがまだ行政財産の使用許可がなされていない場合 行政財産の使用の許可をしない旨の決定
- (2) 行政財産の使用許可がなされている場合 地方自治法第238条の4第9項の規定による許可の取消し

（使用許可の取消し）

第14条 前条第2号の措置は、行政財産の使用許可に係る許可の条件に、許可を受けた者が第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には許可を取り消すことができる旨が記載されている場合、行うものとする。

2 第8条第2項の規定は、前条第2号の措置について準用する。

（除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用）

第15条 第9条第1項の規定は、第13条の措置を行ったときについて準用する。

第4節 委託契約等に係る除外措置

（委託契約等に係る除外措置）

第16条 市長は、委託契約等について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

- (1) 第4条第1項第4号アに掲げる者との間で契約が締結されていない場合次に掲げる措置 その者との間で当該契約の締結を行わない旨の決定（ただし、第22条第1項ただし書の規定を準用する。）
- (2) 委託契約等が締結されている場合次に掲げる措置
 - ア 当該契約の解除
 - イ 違約金の請求（契約の解除に係る規定の準用等）

第17条 第8条の規定は、前条第2号の措置について準用する。

（除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用）

第18条 第9条第1項の規定は、第16条の措置を行ったときについて準用する。

第5節 指定管理者に係る除外措置

（指定管理者に係る除外措置）

第19条 市長は、指定管理者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

- (1) 指定管理者の指定を行っていない場合措置の対象者について指定管理者の指定を行わない旨の決定
- (2) 指定管理者の指定を行っている場合次に掲げる措置
 - ア 指定管理者の指定の取消し
 - イ 違約金の請求（契約の解除に係る規定の準用）

第20条 第8条の規定は、前条第2号の措置について準用する。

（除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用）

第21条 第9条第1項の規定は、第19条の措置を行ったときについて準用する。

第6節 その他

（除外措置を受けた者の取扱い）

第22条 第7条から前条までに定めるもののほか、本市は、除外措置を受けた者との間におけるすべての契約、行政財産の使用許可、指定管理者の指定について、第1条の目的に沿った取扱いがなされるよう、十分な配慮を払わなければならない。ただし、当該除外措置を受けた者の土地につき用地買収（土地区画整理法による土地区画整理事業その他の公共的な事業の用に供するため本市が土地を買収することを行う必要がある場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。）

- 2 次に掲げる場合において、当該下請負人又は受託者が除外措置を受けた者であり、かつ、必要があると認めるときは、本市は、次の各号に規定する承諾を行わないものとする。下請負人（当該下請負人のさらに下請負人となった者その他の第2次下請段階以降の下請負人を含む。）がさらに第三者の下請負人と下請契約を締結し本市との契約の内容の一部を履行する場合及び受託者（当該受託者からさらに委託を受けた者その他の第2次委託段階以降の受託者を含む。）がさらに第三者の受託者と委託契約を締結し本市との契約の内容の一部を履行する場合も、同様とする。

- (1) 本市が締結している契約の相手方が元請負人となり第三者である下請負人に本市との契約の内容の一部を履行させる場合において、本市の承諾を要するとき。
 - (2) 本市が締結している契約の相手方が委託者となり第三者である受託者に本市との契約の内容の一部を履行させる場合において、本市の承諾を要するとき。
- 3 前項の規定については、指定管理者について準用する。
- (共同企業体の取扱い)

第23条 共同企業体の構成員に除外措置を受けた者がいる場合においては、当該共同企業体について、同様の措置を行うものとする。

第4章 除外措置の撤回

(除外措置の撤回)

第24条 除外措置(第7条第3号イに掲げるものに限る。)の撤回は、除外措置の対象者からの申立て又は第6条第1項後段に規定する通報に基づいて行うものとする。

- 2 市長は、前項の申立てを行う者に対して、第5条各号に規定する事項のいずれにも該当しない旨の誓約書を提出するように要請するものとする。この場合においては、行政手続法(平成5年法律第88号)第32条の規定の趣旨を尊重しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申立てがあった場合において、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、除外措置を撤回しなければならない。
 - (1) 除外措置を行った日から、次に掲げる除外措置の理由の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を経過していること。

- | | | |
|---|----------------|-----|
| ア | 第5条第1号に該当すること。 | 24月 |
| イ | 第5条第2号に該当すること。 | 24月 |
| ウ | 第5条第3号に該当すること。 | 24月 |
| エ | 第5条第4号に該当すること。 | 24月 |
| オ | 第5条第5号に該当すること。 | 12月 |
| カ | 第5条第6号に該当すること。 | 12月 |
| キ | 第5条第7号に該当すること。 | 12月 |

- (2) 第1項の申立ての後に行った第4条第1項の規定に基づく照会の結果(除外措置の撤回が第6条第1項後段に規定する通報に基づいて行われようとしているときにあっては、当該通報の結果)、第1項の申立てを行った者が第5条各号に規定する事項のいずれにも該当しないと認められること。

- 4 除外措置の撤回の効力は、遡及しないものとする。

(本市の契約の相手方等が暴力団等からの不当介入等を受けた場合の対策)

第25条 市長は、本市の契約の相手方に対して、契約の履行に当たり暴力団等から工事の妨害その他の不当な介入又は下請に参入させることの要求その他の不当な要求(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、速やかに本市へ報告し、かつ、警察への届出を行うよう指導するものとする。

- 2 市長は、本市の契約の相手方に対して、その下請負人又は受託者が暴力団等から不当介入等を受けたときは、これら下請負人又は受託者が速やかに本市へ報告し、かつ、警察への届出を行うことができる体制を整備するよう指導するものとする。
- 3 市長は、本市の契約の相手方又はその下請負人若しくは受託者が暴力団等から不当介入等を受けたことによって本市の契約の履行遅滞その他債務不履行が発生するおそれがあると認めるときは、必要

に応じて、業務の工程の調整、履行期限の延期その他の措置を講じるものとする。ただし、前2項の規定による本市への報告を怠った場合その他の相当な理由がある場合は、この限りでない。

4 前3項の規定は、行政財産の使用許可を与えた者及び指定管理者について準用する。

第5章 雑則

(区長等への要請)

第26条 市長は、第6条以下の規定により除外措置を行ったときは、次に掲げる者又は機関に対して、同様の措置をとるよう要請するものとする。ただし、市長の権限で措置をとることができる場合は、このかぎりでない。

- (1) 区長
- (2) 水道事業管理者及び交通事業管理者
- (3) 教育委員会
- (4) 本市が設立した地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (5) 財政援助団体（その行う業務が本市の施策と極めて密接な関連を有している団体であり、かつ、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体その他本市から継続的に財政援助を行っていると思われる団体であって、特に本市からの指導又は調整を行う必要があると思われるものをいう。）

(関係機関との連絡調整等)

第27条 本市は、この要綱の運用に当たって、警察その他の関係機関との密接な連携を図るものとする。

2 第4条第1項の照会に係る事務は、行財政局において行うものとする。

3 第4条第1項の照会が必要な場合は、関係部局から行財政局に対して、速やかに照会要求の依頼を行うものとする。

4 次に掲げる場合においては、その旨を、行財政局から各所属に対して、速やかに周知しなければならない。

- (1) 第4条第1項の照会を行った後に同項各号に掲げる者について第5条各号に定める事項のいずれかに該当する旨の回答を本部長から受けた場合
 - (2) 本部長が第4条第1項の合意書「1 照会、回答及び通報」の第3号の規定により、文書により、前号の回答と同じ内容を通報してきた場合
- 5 各所属の主管課長は、各所属での契約に際して次に掲げる対応を行わなければならない。
- (1) 前項の規定により行財政局が周知した事項について調査、確認及びその対応状況（除外措置の内容）等についての、行財政局への速やかな報告
 - (2) 各所属での契約に際し、行財政局から周知した除外措置対象者でないことの確認
- 6 関係部局においては、第4項の規定により行財政局が周知した事項について所属職員が円滑に確認することのできる体制を構築するものとし、かつ、当該周知事項に関して第22条第1項本文に規定する取扱いが適切になされるよう、最大限の注意を払わなければならない。

(契約規則等の規定の優先)

第28条 前条までに定めるもののほか、この要綱の規定が契約規則その他の法令又は締結した契約の規定（以下「契約規則等の規定」という。）に抵触する場合には、契約規則等の規定が優先する。

(施行細目の委任)

第 29 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

神戸市長あて

犬の鑑札及び注射済票交付並びに手数料徴収事務受託者

動物病院所在地.....

動物病院名.....

犬の鑑札等交付集計報告書

____年 ____月において、下記のとおり犬の鑑札等を交付しましたので報告いたします。

記

1 手数料

	円
--	---

内訳

交付物	単価	交付枚数	残り枚数	手数料小計
犬の鑑札	3,000 円/枚	枚	枚	円
狂犬病予防注射済票	550 円/枚	枚	枚	円

2 交付先

別途「神戸市スマート申請システム (e-KOBE)」で報告したとおり

年 月 日

神戸市長 へ

犬の鑑札及び注射済票交付並びに手数料徴収事務受託者

動物病院所在地.....

動物病院名.....

鑑札・注射済票交付実績報告書（年間実績）

「令和7年度犬の鑑札及び注射済票交付並びに手数料徴収事務委託業務」の実施にあたり、委託期間内に交付した鑑札等の枚数及び委託料等について、下記のとおり報告いたします。

記

1 委託料の総額

	円
--	---

2 交付した鑑札等の枚数

交付物	単価	交付枚数	残り枚数	委託料小計
犬の鑑札	3,000 円/枚	枚	枚	円
狂犬病予防注射済票	550 円/枚	枚	枚	円

年 月 日

神戸市長 へ

犬の鑑札及び注射済票交付並びに手数料徴収事務受託者

動物病院所在地.....

動物病院名.....

委託料請求書

「令和7年度犬の鑑札及び注射済票交付並びに手数料徴収事務委託業務」に係る委託料を、次のとおり請求します。

記

1 委託料

円

2 委託料の内訳

交付物	単価	交付枚数	委託料小計
犬の鑑札	121 円/枚	枚	円
狂犬病予防注射済票	121 円/枚	枚	円